

東村山市申請・届出等手続きの電子化促進計画

平成 18 年 10 月

東村山市

はじめに

電子政府・電子自治体の構築は、平成 13 年 1 月「e - Japan 戦略」に掲げられて始まりました。その後、平成 15 年 7 月策定の「e - Japan 戦略」においても引き続き重点政策分野のひとつに位置付けられ、わが国経済社会の再生に重要な役割を担うことを期待されました。そして、本年 1 月に IT 戦略本部において決定された「IT 新改革戦略」では、「世界一便利で効率的な電子行政」を重点政策の一つとして挙げています。

こうした中、東村山市も基盤整備を中心に、電子自治体への取り組みを着実に進めてきました。そして平成 17 年 1 月には、この基盤を活用することで、電子申請が実現しました。それまで書面による手続きを原則としてきましたが、情報通信技術の活用によっても申請手続きが可能となりました。

現在までの状況を踏まえると、情報通信技術の活用による手続きの拡充は、市民のニーズが高いものから優先的に進めるべきです。

この考え方にに基づき、申請・届出等手続きの電子化を進めるための実施計画として、本計画を策定しました。今後東村山市としては、本計画に基づき、申請・届出等手続きの電子化を推進していくことで、市民の利便性の向上を目指してまいります。

平成 18 年 10 月

目 次

はじめに	1
第 1 章 計画の目的	3
第 2 章 計画策定における背景	
1 国の動向	3
2 地方自治体の動向	4
3 東村山市の取り組み	4
第 3 章 計画策定に関する基本的考え方	
1 計画策定の基本的考え方	6
第 4 章 計画推進体制	
1 計画推進体制	7
2 進捗状況	7
第 5 章 電子化スケジュール	7

第 1 章 計画の目的

この計画は、東村山市後期基本計画及び東村山市情報化計画に掲げる「電子自治体の構築」の中で重要な役割をなす申請・届出等手続きの電子化について、その取り組みを確実なものとするを目的に策定しました。

第 2 章 計画策定における背景

1 国の動向

- 1) 国においては、電子政府の構築という目標を掲げて、各種申請・届出等の電子化を積極的に進めています。その主な目的は、国民の利便性の向上及び業務の効率化であり、具体的には、サービスのオンライン化、ワンストップ化等を重点的に推進するということです。

国は、平成 17 年度まで法令に基づく申請・届出等手続きの約 95% を電子化してきました。しかし、手続きは電子化されたものの、利用率が低迷していることから、当面、住民や企業にニーズの高い手続きに的を絞って、利用率の向上を図る方向に目標を再設定しています。

- 2) IT 新改革戦略

IT 新改革戦略は、IT の「新たな価値を生み出す力」や「課題解決力」で構造改革を推進することなどを挙げた、国の新しい IT 戦略の指針です。この中の重点政策の一つとして、「世界一便利で効率的な電子行政」をあげ、次の目標を掲げています。

- ・ 国・地方公共団体に対する申請・届出等オンライン利用率を

2010年度までに50%以上にする。

- ・ 公的個人認証に対応した電子申請システムを、全都道府県においては2008年度までに、全市町村においては2010年度までに整備する。

「公的個人認証サービス」とは、「成りすまし」「改ざん」などのインターネット社会の課題を解決しつつ、確かな本人確認ができる個人認証サービスです。

3) 電子自治体オンライン利用促進指針の策定

国としては、地方公共団体においても、地域の実情を踏まえ、申請・届出等手続きの電子化を進め、利用促進を図ることを期待し、取り組みの指針を策定しました。

2 地方自治体の動向

- 1) 地方自治体の電子化は、国が申請・届出等の手続数に重点をおいてきたのに対し、早期から、手続き件数やニーズに着目して進めているところに特徴があります。
- 2) 申請・届出等手続きの電子化システムは、複数の地方自治体が共同で外部委託（アウトソーシング）することにより、民間のノウハウを活用した低コストで高レベルのセキュリティ対策を実現しています。

3 東村山市の取り組み

1) 東京電子自治体共同運営協議会への参加

東京電子自治体共同運営協議会は、平成16年に東京都内の地方自治体が共同して電子申請や電子調達等を実現することにより、「住民に対する行政サービスの向上並びに行政運営の高度化及び効率化を図る」ことを目的に設立されました。

東村山市は、電子自治体の構築に向けて、単独でシステム導

入を図るよりも、開発コスト、運用コスト、ITスキルを持つ人材の確保、高レベルのセキュリティ確保及び近隣自治体と連携したサービス展開が可能となること等から、東京電子自治体共同運営協議会に参加することとしました。

2) 「東村山市申請・届出手続電子化基本方針」の策定

東村山市は、東京電子自治体共同運営協議会の電子申請サービスの開始が具体化するのに連動し、市としての申請・届出等手続きの電子化を推進する基本方針を策定しました。主な内容は以下のとおりです。

・ 基本方針

原則としてすべて電子化する。

市民や事業者等を対象とし、これまで書面等で行ってきた申請・届出等の手続きについて、可能なものは全て従来の受付方法に加えて、インターネットを利用した電子申請に対応する。

業務改革を行なう。

電子化にあたっては、事務処理方法・手順、様式類や添付書類の見直しを行い、不要な項目・手続等の廃止、様式類の標準化・共通化、添付書類の削減・簡素化を図り、市民の利便性の向上と事務処理の効率化を目指す。

東京電子自治体共同運営協議会のシステムを活用する。

東京都及び都内区市町村が共同で整備・運用する汎用的なシステムを積極的に活用する。

・ 電子化の対象となる申請・届出等手続き

講座等の各種参加申し込みについては、全て電子化の対象とする

実績が年間10件未満の手続き、対面審査が必要な手続きその他電子化困難な事由のある手続きは、対象外とする。

平成21年度までに積極的に電子化を行なう。

3) 東村山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年 12 月 24 日施行）

この条例の制定により、申請・届出等については、従来の窓口や郵送等による方法に加えて、インターネットによることが可能となりました。

第 3 章 計画策定に関する基本的考え方

1 計画策定の基本的考え方

「東村山市申請・届出手続電子化基本方針」の策定により、申請・届出等手続きの電子化を推進していくことが決定されました。この基本方針の実現に向けた「申請・届出等手続きの電子化促進計画」の考え方は、

1) 計画期間は、平成 18 年度～平成 21 年度

情報通信技術の進展スピードが速いこと、実施計画の性格上電子化の促進については、計画期間を短く設定する。

2) 市民の利便性の向上及び業務の効率化が期待できる手続きから重点的に電子化を進める。なお、市民講座等イベントは、前期計画の中で全て電子化する。

申請・届出等手続きを電子化する順序は、市民のニーズ高く、また、パソコンとインターネット環境だけで申し込みができるものを優先的に進める。

第 4 章 計画推進体制

1 計画推進体制

- 1) ホームページ等で本計画を公表していく。
- 2) 電子化は、手続きを所管する各課が行なう。
- 3) システムの改修及び市全体に関わる事項については、情報推進課が中心的に行なう。

2 進捗状況

申請・届出等手続きの電子化が、計画に基づいて遅滞なく推進されるためには、常に、電子化の推進状況や利用率などの効果を把握していくとともに、計画の推進状況や市民ニーズを分析し、計画期間中であっても必要に応じて本計画の見直し等の対策を検討します。

第5章 電子化スケジュール

平成18年度及び19年度の電子化のスケジュールは、別表のとおりです。